**くらしの情報**

**男女共同参画推進審議会委員を募集します**

問い合わせ　まちづくり推進課男女共同参画推進室　電話23-2103

　市では、男女共同参画に関する計画の事業評価や重要事項を審議するため、男女共同参画推進審議会を設置しています。

　市における男女共同参画社会の推進について、市民の皆さんと共に考えていくため、審議会の委員を募集します。

■任期

　令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

■内容

　大崎市男女共同参画推進審議会（年5回程度）への参加

※報酬（会議1回の出席につき、5千円・源泉徴収あり）、交通費を支給します。

■応募資格

　次の全てを満たす市民

①満20歳以上で、大崎市男女共同参画推進審議会に出席できる人

②男女共同参画の推進に関心のある人

③応募の時点で、公務員または大崎市の他の審議会などで、公募委員となっていない人

■募集人数

　2人程度

■応募方法

　まちづくり推進課（市役所本庁舎3階南側）で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした所定の応募用紙と男女共同参画の推進についての意見を記入したもの（800字以内、様式は自由）を持参やEメール（machi@city.osaki.miyagi.jp）、郵送もしくは市ウェブサイトの応募フォームのいずれかで応募

■提出先

　〒989－6188

　大崎市古川七日町1番1号

　まちづくり推進課に郵送　（3月21日（木曜日）必着）

■募集期間

　3月1日（金曜日）～21日（木曜日）

**令和6年度から成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象者が変わります**

問い合わせ　健康推進課・地域医療担当 電話23-2215

　これまで、定期接種の対象者は65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の人としていましたが、令和6年度から接種日時点で65歳の人が対象になります。

　国が予防接種法で定めた時限措置（期限が限られている措置）により、70歳から100歳までの5歳刻みの人の接種については、令和5年度までとなります。任意接種の助成については、引き続き実施します。

　今年度の定期接種の対象者で接種を希望する人は、令和6年3月31日（日曜日）までに忘れずに接種を受けてください。

■接種場所

　市内の指定医療機関

■定期接種

①令和5年度までの対象者

　当ワクチンを接種したことがない、次のいずれかに該当する市民

▶年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人

▶60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳の1級を持っている人

②令和6年度からの対象者

　当ワクチンを接種したことがない、次のいずれかに該当する市民

▶65歳の人（65歳の誕生日の前日から、66歳の誕生日の前日まで）

▶60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳の１級を持っている人

③接種回数

　1回

④自己負担額

　4千円（生活保護を受けている対象者は自己負担額が免除）

■申込方法

　市内の指定医療機関へ電話で事前に申し込み（入院などにより、指定医療機関で接種を受けられない人は問い合わせください）

■任意接種

　任意接種の助成を行います。

対象者

▶65歳以上の市民で、当ワクチンを接種したことがなく、定期接種対象者以外の人

※令和6年度から対象年齢が66歳以上になります。

▶接種回数　1回

▶助成額　3千円

※医療機関の接種料金から、3千円を引いた額が自己負担となります。

■申込方法

　市内の指定医療機関へ電話で事前に申し込み

※指定医療機関で接種を受けられない人は問い合わせください。